

令和4年度 奥州市内教育施設から依頼のあった食品の放射性物質測定結果

測定した結果は下表のとおりであり、食品衛生法上の基準値を下回りました。

申請施設	採取場所	食品名	採取日	測定結果
水沢こども園	水沢字大町 26 番地	自園給食	令和4年5月27日	不検出
水沢こども園	水沢字大町 26 番地	自園給食	令和4年4月15日	不検出

- ※ 測定結果について、「不検出」としている場合は、測定下限値未満であることを示します。
- ※ 本測定は、(株)千代田テクノル RAD IQ FS-300 を使用し、測定下限値を放射性セシウム合計 20Bq/kg に設定して測定しております。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

[放射性ヨウ素]

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

[放射性セシウム]

放射性セシウム 134 と放射性セシウム 137 の合計値。

食品区分	含まれる食品区分	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶。	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令 52 号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料。	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの。	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの。	
一般食品	上記以外の食品。	100 Bq/kg